

# 三条市総合型地域スポーツクラブりんぐる 会員 規約

## 第1章 総 則

### (設置及び名称)

第1条 一般社団法人三条市スポーツ協会（以下「この法人」という。）は、定款第4条 第一項の事業を遂行するために、総合型地域スポーツクラブ運営事業として、「三条市総合型地域スポーツクラブりんぐる」（以下「本クラブ」という。）を設置する。

### (所在地)

第2条 本クラブは、三条市内に事務所を置く。

### (目的)

第3条 本クラブは、多彩な種目で親しみやすく、いつまでも楽しくスポーツができる場を提供することにより、生涯スポーツ社会の実現と活気あふれるまちづくりの実現に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)本クラブの定期的スポーツ活動
- (2)各種スポーツ教室・大会・イベントの開催
- (3)会員相互の親睦を図るための交流行事の開催
- (4)スポーツの普及・振興のための事業
- (5)地域住民のスポーツ活動や地域づくりのためのボランティア活動
- (6)その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の構成)

第5条 本クラブは、次の者をもって構成する。

- (1)個人会員
- (2)その他本クラブが認めた者

### (入会資格)

第6条 本クラブに入会しようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1)本規約を遵守し、第3条の目的に賛同する者であること。
  - (2)本クラブの諸規定を守ることができる者であること。
  - (3)医師から運動の制限又は禁止の診断を受けていない者であること。
- 2 次に掲げる項目に該当するものは会員になる事はできない
- (1)暴力団関係者又は反社会的勢力関係者とこの法人が判断した者
  - (2)この法人もしくは本クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

(入会手続等)

第7条 クラブに入会を希望する者は、本クラブの定めた方法での申込みと会費を納入するものとする。

2 会員は、入会申込時の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第8条 会費は、次のものをいい、額は別に定める。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) その他

(会費の不返還)

第9条 既に納入した会費は、原則として返還しない。

(退会)

第10条 入会期限に定めのない会員は、任意に退会することができる。退会する際は、事務局の指定する届け出が必要。

2 入会期限に定めのある会員は、期限終了後自然退会となる。

(除名)

第11条 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総合型地域SC運営委員会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本クラブの諸規定が遵守できない者
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本クラブのスタッフに対し迷惑行為を行う等、この法人が不適切と判断した者
- (4) 会費の納入を怠り、正当な理由なく請求に応じないとき。

### 第3章 事故の責任

(事故の責任)

第12条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第13条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害にあっては、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

2 その他教室の活動中における参加者の傷害にあっては、この法人が加入する傷害保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

## 第4章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第14条 本クラブが得た会員の個人に関わる情報は、本クラブの運営に関する事項以外には使用してはならない。

## 第5章 細則

(細則)

第15条 この会員規約に定めのない事項は、総合型地域スポーツクラブ運営委員会の決定でこれを定める。

## 附 則

この規約、平成20年4月1日から施行する。

この規約、平成22年4月1日から施行する。

この改正規約は平成23年8月10日から施行する。

この改正規約は平成27年4月1日から施行する。

この改正規約は平成28年4月1日から施行する。

この改正規約は平成30年4月1日から施行する。

この改正規約は令和8年4月1日から施行する。